

平成24年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で5ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第 1 問

以下の文章を読んで、後の問に答えなさい。

A 県青少年保護育成条例（以下「本件条例」という。関連条文は後掲）は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年を保護し、その健全な育成に寄与することを目的として制定されている（本件条例 1 条）。ここで青少年とは 18 歳未満の者をいう（本件条例 4 条 1 項）。本件条例は、図書類を販売する自動販売機（本件条例 4 条 2 号がこれを定義している）についての届出義務を課す（本件条例 8 条 1 項）とともに、有害図書類の自動販売機への収納を禁じ（本件条例 11 条 1 項）、自動販売機に収納された有害図書類について撤去義務を課し（本件条例 11 条 2 項）、これらの違反に対する罰則を定めている（本件条例 8 条 1 項違反に対しては本件条例 29 条 7 項が、本件条例 11 条 1 項・2 項違反に対しては本件条例 29 条 3 項が、それぞれ罰則を定める）。

X 社は、A 県内において、無人小屋の内部に通信制御システムを用いた商品販売用機械（以下「本件機械」という）を複数設置し、本件機械に有害図書類を収納して販売している。この通信制御システムを用いた販売の基本的な仕組みは、無人小屋の内部に設置した遠隔操作カメラで撮影した客の画像を、無人小屋と ISDN 回線で接続されている販売センターに送信し、販売センターに常駐している X 社の従業員が客の画像をモニターで確認して本件機械の電源を入れるというものである。無人小屋の出入り口には「18 歳未満立入禁止」の表示がされており、無人小屋内に人がいない状態では、天井に設置された蛍光灯は消灯され、販売機も待機状態で、販売機のディスプレイに展示された商品を判別することはできない。無人小屋内に人が入るとセンサーが感知して自動的に天井の蛍光灯が点灯する。モニターを見ている X 社の従業員は、送信された画像から、無人小屋内部の人物が 18 歳未満であると認めた場合、従業員の手元にあるスイッチを操作し、無人小屋に設置されている警報を鳴らし、その後、手元のマイクで退去を促し、モニターで退去したことを確認する。送信された画像のみからだけでは無人小屋内の人物が 18 歳未満かどうかを確認できない場合には、モニターを見ている X 社の従業員が手元のスイッチを操作すると、無人小屋内部に、「ランプのついたボックスに免許証を正しい向きに入れてお待ちください」というガイダンスが流れ、これに応じて無人小屋内の人物が免許証確認ボックスに運転免許証を挿入すると、

(憲法)

運転免許証の画像が X 社の従業員のモニターに送信され、これにより、X 社の従業員は、無人小屋内の人物が免許証の人物かを確認し、運転免許証に記載された生年月日から年齢を判別する。そして無人小屋内の人物が 18 歳以上であると X 社の従業員が判断すれば、無人小屋内の人物が図書類を購入できるよう、遠隔操作で本件機械の電源を入れ、これによって、ディスプレイに展示されている商品を見ることができるようになる。

X 社は、本件機械による販売は有人店舗における対面販売にあると解釈して本件機械について届出をしないまま、男女による性交の写真を掲載する頁数が 30 頁に及ぶ書籍を本件機械により販売したため、本件条例 8 条 1 項及び 11 条 1 項に違反する行為があったとして起訴された。これに対して X 社は、本件条例の規制が違憲無効であると主張して裁判で争っている。

問 1 X 社の立場であれば、上記の憲法上の主張をどのように展開するか、関連する判例・学説に触れつつ、答えなさい。なお解答に当たっては、本件販売機が本件条例 4 条 2 号の定義する「自動販売機」にあたることを前提とすること。

問 2 X 社の主張に対する反論を想定しながら、X 社の主張に対するあなた自身の見解を、関連する判例・学説に触れつつ、述べなさい。なお解答に当たっては、本件販売機が本件条例 4 条 2 号の定義する「自動販売機」にあたることを前提とすること。

(配点：60 点)

[A 県青少年保護育成条例の関連条文]

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年を保護し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

第 2 条 この条例は、前条の目的を達成するため必要な最小限度において適用すべきであって、国民の権利及び自由を不当に制限しないように運用しなければならない。

第 4 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 青少年 18 歳未満の者をいう。

二 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して

行うものを除く。)をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

第6条 知事は、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスクその他の映像若しくは音声記録されている物(以下「図書類」という。)の内容が次の各号のいずれかに該当するため、これを青少年に閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類の全部又は一部を有害図書類として指定することができる。

- 一 著しく性的感情を刺激するものであること。
- 二 著しく残虐性を有するものであること。
- 三 自殺又は犯罪を誘発するおそれがあるものであること。

2 知事は、次に掲げるものについては、A県青少年保護育成審議会(第10条第2項及び第12条第1項において「審議会」という。)の意見を聞いて、規則で有害図書類として指定することができる。

- 一 書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とする写真又は描写する絵を掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の10分の1以上を占めるもの

3 図書類の取扱いを業とする者(以下「図書類取扱業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する物(以下「有害図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、贈与し、若しくは貸与し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。

- 一 第1項の規定により指定された図書類

第8条 自動販売機により図書類を販売しようとする者は、使用する自動販売機ごとに、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。当該届出に係る自動販売機の設置場所を変更して、当該自動販売機により図書類を販売しようとする者も同様とする。

- 一 自動販売機により図書類を販売する者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号)
- 二 自動販売機を設置する者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号)
- 三 自動販売機を管理する者(以下「自動販売機管理者」という。)の住所、氏名

(憲法)

及び電話番号

四 自動販売機の設置場所

第 11 条 図書類又はがん具類を販売する者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機に収納してはならない。

2 図書類を販売する者若しくは自動販売機管理者又はがん具類を販売する者は、自動販売機に収納されている図書類又はがん具類が第 6 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類又はがん具類を当該自動販売機から撤去しなければならない。

第 29 条

3 第 6 条第 3 項、第 10 条第 3 項又は第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

二 第 8 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

[A 県青少年保護育成条例施行規則の関連条文]

第 2 条 条例第 6 条第 2 項の規定により、書籍又は雑誌で次に掲げるものを被写体とする写真又は描写する絵を掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が 20 ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の 10 分の 1 以上を占めるもの及び映像が記録されているテープ又はディスクで次に掲げるものを描写する場面の時間が連続して 3 分を超え、又は合わせて 5 分を超えるもの（当該場面の時間が合わせて 5 分を超えるものにあつては、当該映像が記録されているテープ又はディスクの内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）は、有害図書類とする。

二 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるもの

イ 男女間の性交又は性交を連想させる行為

(憲法)

第2問

憲法 41 条は、国会は「国の唯一の立法機関である」と定めている。他方で内閣の発する政令等、現行憲法の下でも、行政機関による立法は広く行われている。かかる行政機関による立法は憲法上許容されるか、また許容されるとすればその範囲ないし限界について論じなさい。

(配点：40 点)